

一般廃棄物処理施設変更許可証

令和4年9月30日

住所 広島県東広島市西条町上三永535番21

氏名 双葉三共株式会社

代表取締役社長 新田 泰基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

竹原市長 今 榮 敏彦



許可の年月日	平成15年5月6日	許可番号	第203A02号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	施設の種類：ごみ処理施設（堆肥化施設） 一般廃棄物の種類：生ごみ，刈芝，食品リサイクル法対象の食品残渣		
設置場所	広島県竹原市田万里町字西小寺11359番地		
処理能力	150 t/日 （設置及び変更の状況 平成15年5月 6日 設置許可 100 t/日 令和 4年9月30日 変更許可 150 t/日）		
許可の条件	なし		
留意事項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		